

合同会社保険のミカタ権限明示

1 取扱保険会社

当社は、複数の保険会社を取り扱う乗合代理店として、お客さまと次の保険会社の保険契約の締結の代理または媒介を行います。

生命保険会社（11社）
オリックス生命保険株式会社 アフラック生命保険株式会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 S O M P O ひまわり生命保険株式会社 メットライフ生命株式会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 ジブラルタ生命保険株式会社 F W D 生命保険株式会社 マニユライフ生命保険株式会社 ソニー生命保険株式会社 アクサ生命保険株式会社
損害保険会社（1社）
損害保険ジャパン株式会社

2 権限明示

（1） 生命保険について

当社の生命保険募集人は、お客さまと保険会社の生命保険契約の媒介を行います。契約締結の代理権はありませんので、お客さまの保険契約申込に対して、保険会社が承諾した時に有効に成立します。

当社に告知受領権はなく、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しています。従って生命保険募集人に口頭でお伝え頂いても、告知したことにはなりませんので、告知は書面へのご記入をもって行います。

（2） 損害保険について

当社の損害保険募集人は、お客さまと保険会社の損害保険契約の媒介、また締結の代理権を有しています。当社が取り扱っている保険商品の中には、損害保険募集人が告知受領権を有する商品もあります。